

保育施設等への市町村独自補助など

(2020年愛知自治体キャラバンまとめ)

- ①自治体独自で国を上回る職員配置基準を持っているのは32市町村(59%)で、公民ともにおこなっているのが26市町村、公立のみが6市町村(扶桑町は公立施設しかない)。
 ②上乗せ基準を実施しているすべての市町村で1歳児を対象としている。そのうち、岡崎市、一宮市、知立市、高浜市、岩倉市、田原市、長久手市が4:1、幸田町が4.5:1、豊橋市が4.6:1で、それ以外は5:1。
 ③2歳児を対象にしているのは6市町村(11%)、3歳児も6市町村(11%)、4歳児は3市町村(6%)、5歳児は犬山市だけだった。
 ④フリー保育士や障害児対応などの加配制度を持つのは39市町村(72%)、公民ともにおこなっているのが29市町村(大治町は公立施設がないため民間のみ)、公立のみが10市町村(扶桑町は公立施設しかない)。

市町村名	保育施設の国を上回る職員配置基準									保育施設への自治体独自の保育士加配			実施内容	
	実施の有無			具体的な内容						実施の有無				
	公民ともに	公立のみ	なし	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	その他	公民ともに	公立のみ		なし
合計	26	6	22	0	32	6	6	3	1		29	10	15	
1 名古屋市			○								○			
2 豊橋市	○				4.6:1	5.2:1					○			特別支援保育(障害児保育)事業として、対象児童(おおむね3歳以上の発達気になる児童等)に対して、4:1の基準で加配保育士配置
3 岡崎市			○		4:1	5:1	18:1				○			障がい児保育、延長保育等、各特別保育に対応するため、職員を配置
4 一宮市		○			4:1							○		障害児4人に対し保育士1人の配置を基本とするが、障害の状態によって一部保育士を追加で配置
5 瀬戸市	○				5:1						○			公立:障害児等対応 民間:配置基準以上の加配を行っている場合、民間保育所運営費補助メニューあり(長時間保育、主任保育士専任配置実施等)
6 半田市	○				5:1						○			障がい児について、3~5:1としており民間保育についても同様の配置を実施する園については、半田市民間保育所等運営費補助金において、配置職員の人件費補助を実施
7 春日井市	○				5:1							○		公立:障害児3:1、フリー主任配置 民間:障害児受け入れ園には補助
8 豊川市	○				5:1						○			指定園において、中軽度の障害児のほか認定・診断がなくても個別配慮が必要な児童を対象にして加配保育を実施するとともに、全園において休憩・週休対応の保育士を配置
9 津島市			○										○	
10 碧南市	○				5:1		15:1				○			加配配置基準は療育手帳のAが1:1、Bが2:1、Cが3:1、療育手帳が無い場合は4:1としているが集団の中で対応が大変な子であるか様子をみて判断している
11 刈谷市	○				5:1		15:1				○			気になる子どもに対する加配(民間保育所には人件費を補助)
12 豊田市	○				5:1(満)	5:1(満)	15:1(満)	28:1(満)			○			公立:原則集団保育が難しいと思われる児3人につき1人を配置 民間:上記の基準を基に人件費の補助
13 安城市			○								○			障害児又は障害の傾向のある園児4人に対して正規保育士1人の加配、市から加配保育士に対する人件費補
14 西尾市	○				5:1						○			配慮が必要な園児いる場合に加配
15 蒲郡市			○									○		正規で障害児加配、ただし結局パートが見ることが多いため、園全体で見えていこうとなっている
16 犬山市	○				5:1		18:1	26:1	28:1		○			障害児について、原則3歳以上児については、1:2で配置
17 常滑市		○			5:1						○			障害児加配をおこなっている
18 江南市			○										○	
19 小牧市	○				5:1						○			延長保育や障害児対応の保育士を配置
20 稲沢市	○				5:1					必要保育士としてフリー保育士配置			○	
21 新城市			○										○	
22 東海市		○			5:1	5:1							○	公立保育園については、個別の状況に応じて、保育士が確保できた場合には加配する等の対応
23 大府市	○				5:1(一部)		15:1(一部)				○			障がい等配慮が必要なお子さんに応じ、配置基準以外に必要な加配保育士を配置
24 知多市	○				5:1						○			要配慮児童に対し保育士を加配

市町村名	保育施設の国を上回る職員配置基準										保育施設への自治体独自の保育士加配					
	実施の有無			具体的な内容							実施の有無			実施内容		
	公民ともに	公立のみ	なし	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	その他	公民ともに	公立のみ	なし			
25	知立市	○						4:1					○			保育士1人に対して障がい児3人までの配置
26	尾張旭市	○						5:1	5:1				○			配慮が必要な3歳以上児のサポート保育を実施、その対応のために保育士を加配（一部園を除く）
27	高浜市	○						公4:1 民5:1					○			統合保育の実施にあたり、必要な保育士を配置
28	岩倉市	○						4:1			25:1		○			障がい児加配20:1 延長は0歳児3:1、1歳児4:1、2歳児6:1、幼児20:1 フリーは保育士7人に対して1人配置
29	豊明市	○						5:1					○			園児の障がいに応じて、保育士を配置
30	日進市	○						4:1					○			障害児対応等、配慮が必要な際に加配
31	田原市	○						4:1 (目標)					○			就園検討会を開催し、児童の状況に応じて加配の必要人数を決定して加配保育士を配置
32	愛西市			○										○		
33	清須市	○						5:1						○		
34	北名古屋	○						5:1					○			年長で加配が必要な児童に関しては1:1で保育を実施、年中以下に関しては4:1の加配
35	弥富市			○									○			障害傾向にある児童など配慮を要する児童に対して保育士を加配
36	みよし市			○										○		
37	あま市			○									○			障がい児等保育実施委員会等で、障がいを持つ園児や障がいを持つ疑いのある園児のケース検討を行い、加
38	長久手市	○						4:1						○		
39	東郷町	○						5:1					○			障がいのある子どもや発達が緩やかな子どもが在籍するクラスに、加配保育士を配置
40	豊山町			○										○		フリーの保育士を配置
41	大口町	○						5:1					○			障害のある園児を受け入れる際に、状況に応じて保育士の加配
42	扶桑町	—	○					5:1					—	○		障がい児について、基本1:4であるが、園児の状態によって1:1、1:2と柔軟性をもって加配保育士を配置
43	大治町		—	○									○	—		
44	蟹江町			○										○		
45	飛島村			○										○		
46	阿久比町			○										○		幼児クラスにおいて、軽度発達障害や気になる子（診断名や病院の受診歴はないが心理士や園関係者が支援を必要と判断した園児）が一定数以上いる場合、また、一対一で支援が必要な重度身体障害等のある園児がい場合、加配保育士を配置
47	東浦町			○										○		
48	南知多町			○										○		0・1歳児クラスや配慮の必要な児童が多いクラスについては、加配保育士（再任用職員や会計年度任用職員）を配置
49	美浜町			○										○		
50	武豊町			○										○		公立は障がい児3人につき1人加配保育士を配置 認可保育施設は全クラス加配を1人配置
51	幸田町			○				4.5:1		1クラス 16人迄				○		障害児加配（フルタイム会計年度職員）を配置
52	設楽町			○										○		
53	東栄町			○										○		
54	豊根村			○										○		